

狭山市事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月28日

狭山市長 小谷野 剛

狭山市条例第1号

狭山市事務手数料条例の一部を改正する条例

狭山市事務手数料条例（昭和51年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表27の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中59の項を61の項とし、33の項から58の項までを2項ずつ繰り下げ、同表32の項中「書類」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの」を加え、同項を同表34の項とし、同表31の項中「又は」を「、」に改め、「ついでにの証明書」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容についての証明書」を加え、同項を同表33の項とし、同表中30の項を31の項とし、同項の次に次のように加える。

32	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	700円
----	--	------

別表29の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しく

は一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表30の項とし、同表28の項の次に次のように加える。

29	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	400円
----	--	------

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。